

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害等リスク**

**(洪水：ハザードマップ)**

当町のハザードマップによると、当会が立地する役場周辺においては市川が氾濫した場合、50cm～3m程度浸水が想定されているほか、JR 播但線甘地駅付近の甘地地区や北部の屋形地区や鶴居地区、南部の西田中地区、東部（瀬加地区）の県道（西脇八千代市川線）に沿う岡部川付近の一部では、4m～5m以上の浸水が予想されている。

**(土砂災害：市川町地域防災計画)**

当町の中心部は、役場等のある市川の周りの平坦な土地である。市川町の南から多可町へと続く県道 34 号線から枝分かれした、山間地へと向う道沿いに数十戸ほど集まった集落がいくつか存在している。それらの集落については、県道 34 号線と繋がっている道が 1 本しかなく、災害時には山斜面の下に道路があるため土砂災害の警戒区域となっている為、通行出来なくなり、集落が孤立する恐れがある。

**(地震：J-SHIS)**

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 35.5%の確率で発生すると言われている。

**(その他)**

平成 30 年 7 月の豪雨では町内に土砂災害に関する避難勧告が発令された。また、平成 29 年 8 月の大雨により、土砂災害警戒情報が発令され、町内で床上浸水や床下浸水の影響を受けた。

**(感染症)**

新型インフルエンザは毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは大きく異なり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫をもっていないため、パンデミック（世界的大流行）により、重症者が増え、日常生活や経済活動に支障をきたし、市川町民の生命、健康、経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。

**(2) 商工業者の状況**

- ・商工業者数 413 者
- ・小規模事業者数 345 者

(令和 3 年度経済センサス活動調査より)

**【内訳】**

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	77	76	町内全域に広く分散している
	製造業	110	86	町内全域に広く分散している
	卸・小売業	85	65	町中心部に多い
	飲食・宿泊業	25	20	町西部に多い
	サービス業	77	67	町西部に多い
	その他	39	31	

**(3) これまでの取組**

**1) 当町の取組**

- ・防災計画の策定（平成 28 年 3 月策定）、防災訓練の実施（小学校区単位で毎年 11 月実施）
- ・防災備品の備蓄

- ・防災訓練の実施
- ・防災無線の各戸設置
- ・町内の各小学校に手動式の井戸を掘削し、停電時の非常用水源として整備

## 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知（パンフレットの窓口設置、会報に掲載等）
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催、オンラインセミナーの参加や策定支援
- ・兵庫県共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入推進
- ・防災備品（ヘルメット・懐中電灯・非常食等）を備蓄

## II 課題

- ・緊急時の取組について漠然的な記載に留まり、町との具体的な協力体制が明確でない。
- ・当会では BCP の策定支援や保険・共済に対する専門的な助言ができる人員が不足している。
- ・当町は自然災害の少ない地域であり、防災に対する意識が低く、防災備品の備えがない事業所も多い。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求されたり等のケースもあるため、システムにウィルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制を構築する。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画策定や BCP 策定の推進と支援を行う。
- ・発災時の資金の源泉の一部とするため各共済、保険制度の推進を行う。
- ・域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			BCP 策定支援	事業継続力強化計画策定支援	計画策定に関する個別相談
413	345	R7	3 者	3 者	3 者
		R8	3 者	3 者	3 者
		R9	3 者	3 者	3 者
		R10	3 者	3 者	3 者
		R11	3 者	3 者	3 者

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日～令和12年3月31日) 5年間

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・平成30年12月17日に当会と当町、但陽信用金庫で防災体制の整備、自然災害対応について「市川町、市川町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」を締結しており、これに沿って本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく緊急対策等に取り組めることとする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の災害保険・共済加入、行政支援の活用等)について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・サイバー攻撃の対策については、会報・町広報、ホームページ、SNS等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は令和3年7月に事業継続計画を作成している(別添)。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県共済協同組合と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種自然災害リスクおよび感染症に対応した補償や保険・共済加入についての説明とセミナーなどの普及啓発を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・当会と当町で会議を年1回以上開催し、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)。

#### <2. 災害後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。(LINEの活用・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否) 大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。
- ・感染症発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた緊急対策の方針を決める。

#### 【豪雨による水害】

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に上席の指示のもと出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(災害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事象所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事象所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～3日	1日に2回共有する
3日～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

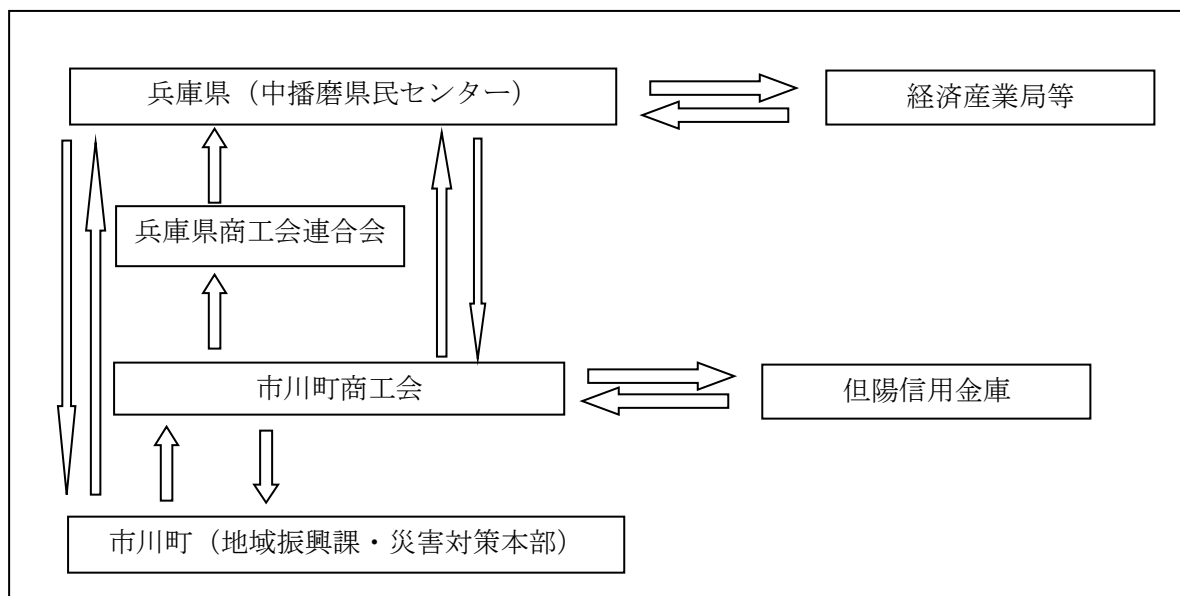
- ・市川町でとりまとめた「市川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

### <3. 発生時における指揮命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

#### (具体的な仕組み)

- ・ 当会役職員が管内を見回り、事業者の安否確認、事業所の被害状況を把握する。さらに但陽信用金庫職員が管内を見回り確認した被害状況を共有し、それらを当会職員が取りまとめの上、被災事業所に対する事後支援を行う。また、被害情報を関係機関に報告する。
- ・ 当会と当町が共有した情報を中播磨県民センターと兵庫県商工会連合会へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、市川町と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会とも連携し、小規模事業者が短期間で事業を再開できるよう支援を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の設置等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や兵庫県商工会連合会に相談する。
- ・ 兵庫県共済協同組合と連携し、被災小規模事業者に対し火災保険等の迅速な保険金支払につなげられるよう支援を行う。
- ・ 日本政策金融公庫、但陽信用金庫と連携し、被災小規模事業者に対する迅速な融資あっせんにつなげられるよう支援を行う。

その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

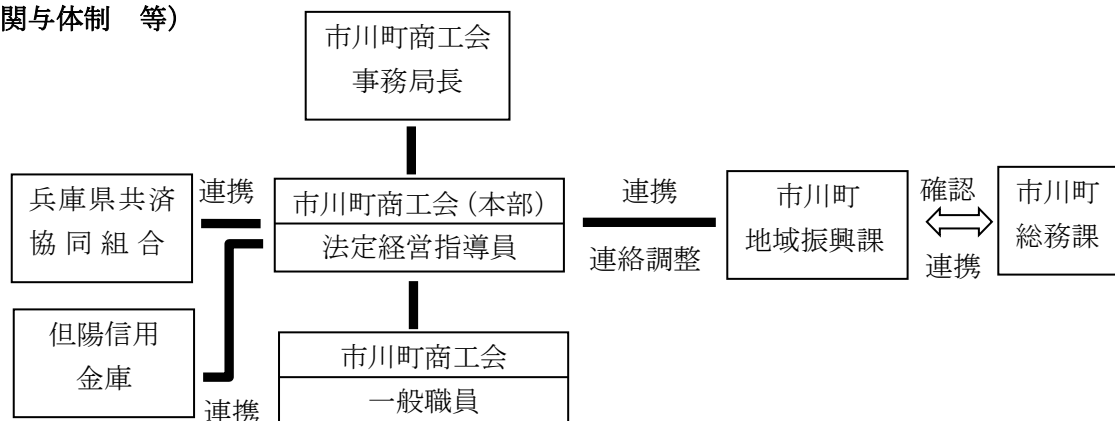
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 稲川 祐一 ・ 経営指導員 長谷川 和久(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

市川町商工会  
〒679-2315 兵庫県神崎郡市川町西川辺 163-1  
TEL: 0790-26-0099 / FAX: 0790-26-0674  
E-mail: info@ichikawa-hyogo.jp

②関係市町

市川町地域振興課  
〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165-3  
TEL: 0790-26-1015 / FAX: 0790-26-3121  
E-mail: shinkou@town.ichikawa.lg.jp

市川町総務課  
〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165-3  
TEL: 0790-26-1010 / FAX: 0790-26-1049  
E-mail: bousai@town.ichikawa.lg.jp

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費 (個別相談)	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・市川町補助金・兵庫県補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

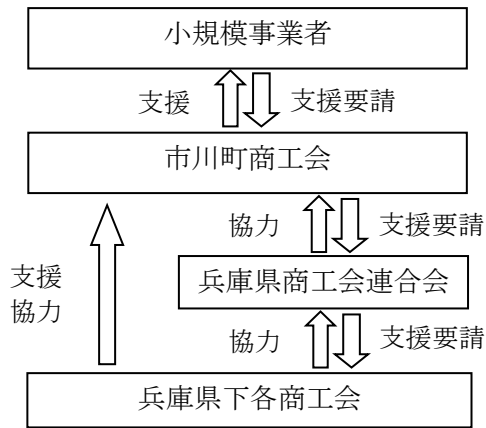
事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 兵庫県商工会連合会 会長 小寺 博史 〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19
② 兵庫県共済協同組合 理事長 上枝 晶夫 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 6丁目 3-28 兵庫県中央労働センター4階
③ 但陽信用金庫 理事長 桑田純一郎 〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口 772
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者が短期間で事業を再開できるような支援体制 ② 関係団体等開催するセミナー等の周知 ③ 各種共済の推進 ④ 防災体制の整備及び災害時の対応に関すること
連携して事業を実施する者の役割
① 兵庫県全体の商工会の状況を把握し、いち早く支援が必要な地域への応援体制づくり ② 各種共済の情報提供、加入説明 ③ 災害リスクの情報共有、発災時の連携

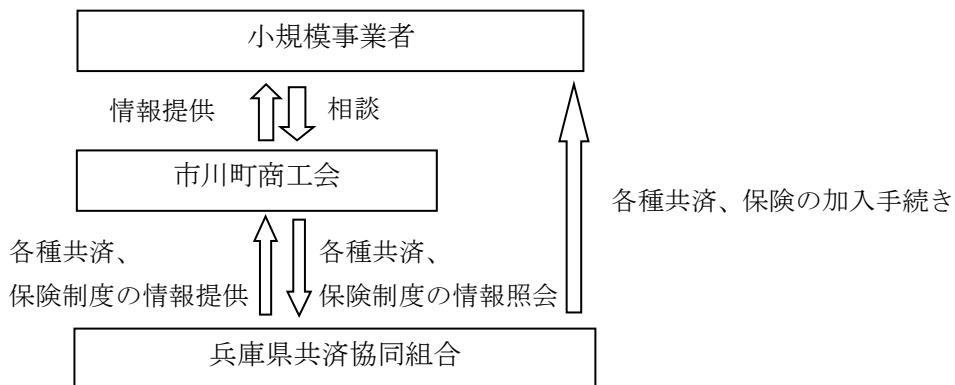


連携体制図等

①小規模事業者が短期間で事業を再開できるような支援体制



②各種保険・共済制度の情報提供、加入説明



③災害リスクの情報共有、発災時の連携

